

旅行地・転出先での不在者投票

長期の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票（期日前投票）ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会 で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、7月5日（金）～20日（土）です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めに手続きしてください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例（右図）を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

※区外へ転出した方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書（兼請求書）」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は新宿区ホームページからも取り出せます。

※投票用紙等は電話やファックス、電子メールでは請求できません。郵便で請求してください。

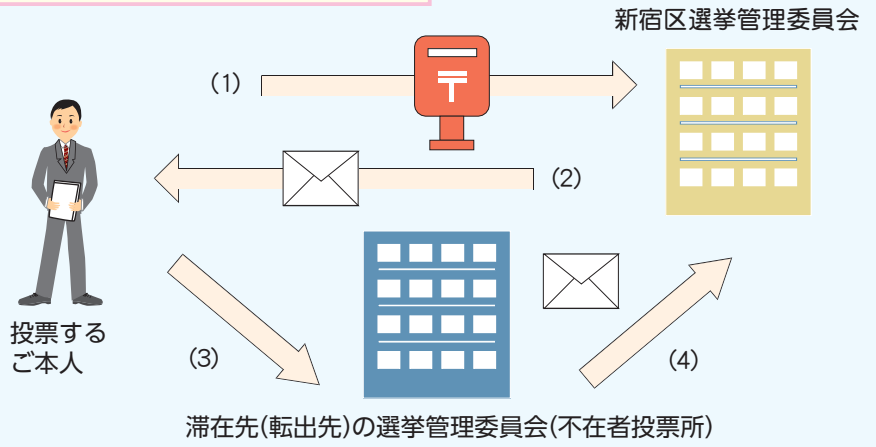
(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着次第、「投票用紙の送付先」に速達簡易書留で投票用紙等をお送りします。

(3)滞在先（転出先）の区市町村の選挙管理委員会（不在者投票所）で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる時間は自治体によって異なります。事前に滞在先（転出先）の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在先（転出先）の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日（7月21日（日））を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は平成25年7月21日執行の参議院議員選挙の当日、〇〇（投票所に行けない理由を記入）のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成25年7月×日

- 1 氏名（ふりがな）
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号（日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号）

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160－8484 新宿区歌舞伎町1－5－1

郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月17日（水）まで（※）に不在者投票の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内 容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限（7月17日（水））を過ぎてからは参議院議員選挙の投票用紙等は請求できません。お早目に手続きしてください。

インターネットを使った選挙運動ができるようになりました

有権者は

ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能になりました。ただし、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されます。

候補者・政党等は

ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になりました。

解禁される情報発信方法

ネットで選挙運動ができる人たち			
	候補者	政党	一般有権者
ウェブサイト・SNS	○	○	○
電子メール	△※		×
有料ネット広告	×	○	×

※選挙についてのメール送信を求めた人と、政党のメールマガジン等の受信者のうち、選挙運動用メールを「いらない」と発信元に伝えなかった人へのみ送信可能

詳しくは、総務省ホームページでご案内しています。新宿区ホームページ、東京都選挙管理委員会ホームページからもご覧になれます。

指定病院等に入院・入所している方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。

成年被後見人の選挙権等が回復されました

公職選挙法の改正により、成年被後見人の方の選挙権及び被選挙権の欠格条項が削除されました。今回の参議院議員選挙から選挙人名簿に登録されている成年被後見人の方は、投票できるようになりました。詳しくは、総務省ホームページでご案内しています。新宿区ホームページ、東京都選挙管理委員会ホームページからもご覧になれます。

在外投票

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも参議院議員選挙の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することによって、国内で「期日前投票」「旅行地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法で投票できます。詳しくは、区選挙管理委員会事務局までお問合せください。



選挙公報

7月11日（木）ころに、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売の各日刊紙の朝刊に折り込む予定です。

また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設のほか、一部のスーパーマーケット・駅等にも置きます。なお、入手が困難な方は区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は東京都選挙管理委員会ホームページ（<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>）でもご覧になれます。公開は7月10日（水）ころの予定です。新宿区ホームページからもご覧になれます。

投票・開票速報

開票は7月21日（日）午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター（大久保3－1－2）で行います。

また、投票日当日は投票・開票の速報を新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局

（〒160－8484歌舞伎町1－5－1第一分庁舎3階）☎（5273）3740・FAX（5273）5230へ。